平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(木質バイオマス資源の持続的活用 による再生可能エネルギー導入計画策定事業)交付規程

平成30年4月20日環技業(三)第30-042001号 一般社団法人環境技術普及促進協会制定

(通則)

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、その他の法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業)交付要綱(平成28年4月1日付け環自計発第1604011号。以下「交付要綱」という。)及び木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業実施要領(平成28年4月1日付け環自計発第1604012号。以下「実施要領」という。)の規定(以下「法令等」という。)によるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、一般社団法人環境技術普及促進協会(以下「協会」という。)が行う間接補助金(以下「補助金」という。)を交付する事業の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

(交付の対象)

- 第3条 協会は、前条の目的を達成するため、実施要領第3の(1)に規定する事業(以下「補助事業」という。)に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第1において協会が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、環境大臣(以下「大臣」という。)からの交付の決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。
- 2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別紙の2に規定する者とする。
- 3 第1項に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を補助金の交付の対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行う者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。
- 4 当該補助事業により財産を取得することは認めない。
- 5 他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けて行われる事業については、 交付の対象としない。

- 6 当該補助事業における事業実施期間は、原則として補助金の交付年度の2月末 までとする。
- 7 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

- 第4条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。
 - 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
 - 二 別表第1に掲げる補助対象経費と協会が必要と認める額(基準額)とを比較して少ない方の額を選定する。
 - 三 一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - ア 補助事業者が都道府県、政令指定都市又は複数の市町村若しくは特別区の 共同申請の場合
 - 定額(ただし、算出された額が2,000万円を超える場合は、2,00 0万円とする。)
 - イ 補助事業者が市町村又は特別区の場合 定額(ただし、算出された額が1,500万円を超える場合は、1,50 0万円とする。)
- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕 入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費 税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控 除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規 定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕 入控除税額」という。)を減額して算出しなければならない。ただし、算出時に おいて消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(共同で申請する場合は代表事業者を指す。以下「申請者」という。)は、様式第1による交付申請書を協会に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を協会に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 協会は、第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の

提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

- 2 第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、 当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30 日とする。
- 3 協会は、第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたもの については、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費 税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付 して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

- 第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は共同事業者以外の第三者と共同して 実施する場合は、実施に関する契約を締結し、協会に届け出なければならない。
 - 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
 - 三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。
 - ア 別表第2の第2欄に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の変更を除く。
 - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率 に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。
 - 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式 第6による中止(廃止)承認申請書を協会に提出して承認を受けなければならない。
 - 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂 行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を協会に提出 して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当 初の完了予定期日の属する年度の2月末を超えない場合で、かつ、当初の完了 予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。
 - 六 補助事業の遂行及び収支の状況について、協会の要求があったときは速やか に様式第8による遂行状況報告書を協会に提出しなければならない。
 - 七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく様式第9による事業者名

等変更報告書を協会に提出しなければならない。

- 八 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、協会の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。
- 九 協会は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。
- 十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税 等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10による消費税及び地方消費税 に係る仕入控除税額報告書により速やかに協会に報告しなければならない。た だし、当該消費税等仕入れ控除税額を減額して実績報告を行った場合は、この 限りではない。
- 十一 協会は、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部 又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた 日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、 その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞 金を徴するものとする。
- 十二 協会は、この補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると 認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の 完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又 は一部に相当する金額を国庫に納付させることができる。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、第7条第1項の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定 の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、 当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもって協会に交付申請の取下げ を申し出なければならない。

(補助事業の遂行の命令等)

- 第10条 協会は、第8条第六号の規定による報告書に基づき、補助事業が法令等、本規程、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。
- 2 大臣は、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者 に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他 の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(実績報告書)

- 第11条 補助事業者は、補助事業が完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。) したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属す る年度の3月10日のいずれか早い日までに様式第11による完了実績報告書を協会 に提出しなければならない。
- 2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度(毎年4月1日から翌年の3月31日 までの期間)が終了したときは、翌年度4月10日までに様式第12による年度終了実 績報告書を協会に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第12条 協会は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第8条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第13による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。
- 2 協会は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を 超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものと する。
- 3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内(ただし、補助事業者が別紙2の地方公共団体であって補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ20日以内の期限により難い場合には、額の確定通知の日から90日以内で協会の定める日以内とすることができる。)とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第13条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払 うものとする。ただし、協会が必要と認める場合においては、概算払をすることができ る。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第14 による精算(概算)払請求書を協会に提出しなければならない。

(交付決定の解除等)

- 第14条 協会は、第8条第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部又は一部を解除することができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。
 - 一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づく協会の指示等に従わない場合

- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部 又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行する ことができない場合 (補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。)
- 2 協会は、前項の解除を行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定(ただし書を除く。) を準用する。

(事業報告書の提出)

- 第15条 補助事業者は、補助事業の完了した年度後の3年間の期間について、各年度の終了後30日以内に二酸化炭素削減効果又は二酸化炭素削減効果予測及び事業の進捗 状況等について、様式第15による事業報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。

(秘密の保持)

第16条 協会は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って協会に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、協会が別に定める。

附則

この規程は、平成30年4月20日から施行する。

別表第1

補助対象経費

補助事業を行うために必要な業務費(賃金、社会保険料、諸謝金、光熱水費、会議費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料及び消耗品費)並びにその他必要な経費で協会が承認した経費(補助対象経費の内容については別表第2に定めるものとする。)。ただし、常勤職員の賃金及び共済費を除く。

別表第2

1 費目	2 細分	3 内容
業務費	賃 金	事業を行うために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、
		内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
	社会保険料	事業を行うために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負
		担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を
		添付すること。
	諸謝金	事業を行うために必要な会議等に出席した外部専門家等に対
		する謝金をいい、目的、人数、単価、回数が分かる資料を添付す
		ること。
	光熱水料	事業を行うために必要な電気料、水道料、ガス料及びその計
		器使用料をいう。
	会議費	事業を行うために必要な会議等の際の茶菓、弁当の提供に要
		する経費をいい、使用目的、品目、単価、数量及び金額が分
		かる資料を添付すること。
	 旅費	事業を行うために必要な旅行に係る経費をいい、目的、人数、
		単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
	印刷製本費	事業を行うために必要な資料等の印刷に係る経費をいう。
	通信運搬費	事業を行うために必要な郵便料等通信費をいう。
	委託料	事業を行うために必要となる特殊な技能又は資格を必要とする
		業務を外注する場合に要する経費をいう。
	使用料及	事業を行うために必要な会議に係る会場使用料や測定機器等の
	賃借料	レンタル費用(借料)をいい、目的、回数及び金額がわかる資料 を添付すること。
	消耗品費	事業を行うために必要な事務用品等消耗品の購入に係る経費を
		いい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。
		y ·⊌ ⊂ c o

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

1 対象事業の要件

- (1) 地球温暖化対策地方公共団体実行計画(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10年法律第117号)第19条第2項の規定による温室効果ガスの排出の抑制等の ための総合的かつ計画的な施策として策定された計画及びそれに準ずるものをいう。)等の環境に係る計画(以下「実行計画等」という。)に位置づけられた事業若しくは 実行計画等への位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている事業であり、森林 等に賦存する木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー使用設備導入等に向けた調査の実施及び計画の策定を行うものであること。
- (2) 本事業実施年度の翌年度から3年以内に設備導入等を行い、二酸化炭素排出量の削減が確実に見込まれること。
- (3) 木質バイオマス資源の賦存量調査については、都道府県及び市町村において木質バイオマス資源の活用予定の地域が重複することが無いように調整が済んでいること。

2 補助金の交付を申請できる者

本事業について補助金の交付を申請できる者(補助事業者)は、地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区)とする。

交付規程様式等

様式第1 交付申請書(第5条関係)

別紙1 実施計画書

別紙2 経費内訳

様式第2 変更交付申請書(第6条関係)

様式第3 交付決定通知書(第7条関係)

様式第4 変更交付決定通知書(第7条関係)

様式第5 計画変更承認申請書(第8条関係)

様式第6 中止 (廃止) 承認申請書 (第8条関係)

様式第7 遅延報告書(第8条関係)

様式第8 遂行状況報告書(第8条関係)

様式第9 事業者名等変更報告書(第8条関係)

様式第10 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第8条関係)

様式第11 完了実績報告書(第11条関係)

別紙1 実施報告書

別紙2 経費所要額精算調書

様式12 年度終了実績報告書(第11条関係)

様式13 交付額確定通知書(第12条関係)

様式14 精算(概算)払請求書(第13条関係)

様式15 事業報告書(第15条関係)

別紙1 報告書

別紙2 状況報告書

一般社団法人環境技術普及促進協会 代表理事 村井 保德 殿

> 申請者 住 所 地方公共団体名 役職・氏名

囙

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業) 交付申請書

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業)交付規程(以下「交付規程」という。)第5条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正 化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関 する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従います。

- 1 補助事業の目的及び内容 様式第1(別紙1) 実施計画書のとおり
- 2 補助金交付申請額 円 (うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 3 補助事業に要する経費 様式第1(別紙2) 経費内訳のとおり
- 4 補助事業の開始及び完了予定年月日 交付決定の日 ~ 年 月 日 (※当該事業実施年度の2月末日を期限とする。)
- 5 その他参考資料

- 注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。
 - 2 「5 その他参考資料」として、申請年度の予算書を添付すること。

様式第1(別紙1)

木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業実施計画書

事業名	 木質バイス (ナマス	資源の持続的	内活月	用による再生可能	ミエネル	ギー導入	計画策定	
地方公共団体名	·								· ·
	事業実施の責任者								
	氏名				<u> </u>			所在地	 地
				171: 4			Ŧ	///	
-	電話番号	F	FAX 番号		E-mail アドレ	ス			
事業実施の担当者			重業宝協σ	7相 7	4者(事業の窓口	レかスナ	į)		
	氏名				· 役職名	C 1 & D / 3	· /	備	考
	7 7 1			171=3	N19/ F			VIII	
	電話番号	F	FAX 番号		E-mail アドレ	ス			
事業の主たる実施場所									
	地方公共団体	名	T 4			変形			
			氏名		役職名	電話・	FAX 番号	E-m	nail アドレス
共同事業者									
l									
<事業の目的・内容>									
【目的】									
	_								
【導入等を検討する設	備】								
【賦存量調査及び実現	可能性調査の内容]							
		_							
【設備の導入等の時期	1								

<事業の効果>
【CO2削減効果】
【生物多様性保全効果】
<事業の実施体制等>
14 /N 12 WOLLT WATER
<資金計画>
<事業実施に関連するその他事項>
【他の補助金との関係】
なる事項及び実施上問題となる事項】
【C02 削減及び生物多様性保全以外の副次的効果】
【他の地方公共団体との関係】
<事業実施スケジュール>

- 注1 本計画書に、記入内容の根拠資料等を添付する。
- 注2 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。
- 注3 代理・代行申請は受付けない。必ず申請者自身が申請すること。

様式第1 (別紙2)

木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業に要する経費内訳

				坦	也方公共団体名【	1
	(1)総事業費		(2) 寄付金その	り他	(3) 差引額	(4) 補助対象経費
			の収入		(1) - (2)	支出予定額
所要経費	H			円	円	円
	(5) 基準額		(6) 選定額		(7)補助基本額	(8)補助金所要額
			(4)と(5)を比輔	し	(3)と(6)を比較し	(7)の額
			て少ない方の額	頁	て少ない方の額	
	H			円	円	円
補助対象経	費支出予定額内訳					•
経費	で分・費目		金 額		積 算	内 訳
経費区分・費目						
合 計			円			

- 注1 本内訳に、積算の根拠資料等を添付する。
- 注2 労務費及び積算基準については、国土交通省の「設計業務委託等技術者単価」、「設計業務等積算基準」を準用する。(特に支障のない限り)
- 注3 申請者が都道府県、は政令指定都市又は複数の地方公共団体による共同申請の場合、2,000万円を上限とする。 申請者が市町村及び特別区の場合、1,500万年を上限とする。

一般社団法人環境技術普及促進協会 代表理事 村井 保德 殿

補助事業者住所地方公共団体名役職・氏名

印

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業) 変更交付申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業)を下記のとおり変更したいので、平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業)交付規程(以下「交付規程」という。)第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、変更交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の 適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化 に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従いま す。

- 1 補助変更申請額
- 2 変更内容
- 3 変更理由
 - (注) 具体的に記載する。
- 注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
 - 2 1の金額欄の上部に()書きで当初交付決定額を記載する。
 - 3 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、様式第1 (別紙2) については、変更前の金額を上段に()書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業) 交付決定通知書

補助事業者

平成 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった平成30年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業)については、平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業)交付規程(平成 年 月 日 第 号。以下「交付規程」という。)第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

平成 年 月 日

一般社団法人環境技術普及促進協会 代表理事 村井 保德 印

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号交付申請書のとおりである。
- 2 補助基本額及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容を変更する場合において、補助基本額又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。 補助基本額 金 円 補助金の額 金 円
- 3 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する補助金の額は、平成 年月 日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 5 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業)交付要綱(平成28年4月1日付け環自計発第1604011号)、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業)実施要領(平成28年4月1日付け環自計発第1604012号)及び交付規程に従わなければならない。

- 6 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は平成年 月 日とする。
- 7 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業) 変更交付決定通知書

補助事業者

平成 年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあった平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業)については、平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業)交付規程(平成 年 月 日第 号。以下「交付規程」という。)第7条第1項の規定により、平成 年 月 日付け 第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

平成 年 月 日

一般社団法人環境技術普及促進協会 代表理事 村井 保德 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号変更交付申請書のとおりである。
- 2 変更後の補助金の額は、次のとおりである。

変更前補助基本額 金 円 変更前補助金の額 金 円 変更後補助基本額 金 円 変更後補助金の額 金 円 変更後補助金の額 金 円 増 減 額 金 円

- 3 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する変更後の補助金の額は、平成 年 月 日付け 第 号変更交付申請書記載のとおりである。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業)交付要綱(平成28年4月1日付け環自計発第1604011号)、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業)実施要領(平成28年4月1日付け環自計発第1604012号)及び交付規程に従わなければならない。

- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は平成 年 月 日とする。
- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

一般社団法人環境技術普及促進協会 代表理事 村井 保德 殿

補助事業者住所地方公共団体名役職・氏名

囙

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業) 計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた平成3 0年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(木質バイオマス資源の持続的活用による 再生可能エネルギー導入計画策定事業)の計画を下記のとおり変更したいので、平成30 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(木質バイオマス資源の持続的活用による再 生可能エネルギー導入計画策定事業)交付規程(以下「交付規程」という。)第8条第三号 の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、計画変更の承認を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従います。

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響
- 注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
 - 2 事業の内容を変更する場合にあっては、様式第1 (別紙1) に変更後の内容を記載 して添付すること。
 - 3 経費の配分を変更する場合にあっては、様式第1 (別紙2) に変更前の金額を上段 に() 書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。

一般社団法人環境技術普及促進協会 代表理事 村井 保德 殿

補助事業者住所地方公共団体名役職・氏名

印

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業) 中止(廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた平成3 0年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(木質バイオマス資源の持続的活用による 再生可能エネルギー導入計画策定事業)を下記のとおり中止(廃止)したいので、平成3 0年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(木質バイオマス資源の持続的活用による 再生可能エネルギー導入計画策定事業)交付規程第8条第四号の規定により関係書類を添 えて申請します。

- 1 中止 (廃止) を必要とする理由
- 2 中止 (廃止) の予定年月日
- 3 中止(廃止)までに実施した事業内容
- 4 中止 (廃止) が補助事業に及ぼす影響
- 5 中止 (廃止) 後の措置
- 注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
 - 2 中止(廃止)までに実施した事業の内容については、様式第1 (別紙1)を使用し 記載するとともに、様式第1 (別紙2)に交付決定額を上段に()書きし、中止(廃 止)時の実施見込額を下段に記載した書類を添付すること。

一般社団法人環境技術普及促進協会 代表理事 村井 保德 殿

補助事業者住所地方公共団体名役職・氏名印

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業) 遅延報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業)の遅延について、平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業)交付規程第8条第五号の規定により下記のとおり指示を求めます。

- 1 遅延の原因及び内容
- 2 遅延に係る金額
- 3 遅延に対して採った措置
- 4 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 5 補助事業の実施予定及び完了予定年月日
- 注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。
 - 2 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

一般社団法人環境技術普及促進協会 代表理事 村井 保德 殿

補助事業者 住 所地方公共団体名役職・氏名印

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業) 遂行状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた平成3 0年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(木質バイオマス資源の持続的活用による 再生可能エネルギー導入計画策定事業)の遂行状況について、平成30年度二酸化炭素排 出抑制対策事業費等補助金(木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー 導入計画策定事業)交付規程第8条第六号の規定により下記のとおり報告します。

記

経費の区分	交付決定額(円)	実施額(円)	遂行状況
計			

注 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告 すること。

一般社団法人環境技術普及促進協会 代表理事 村井 保德 殿

補助事業者住所地方公共団体名役職・氏名

囙

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業) 事業者名等変更報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた平成3 0年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(木質バイオマス資源の持続的活用による 再生可能エネルギー導入計画策定事業)の補助事業者名等について変更があったため、平 成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(木質バイオマス資源の持続的活用に よる再生可能エネルギー導入計画策定事業)交付規程第8条第七号の規定により下記のと おり報告します。

記

1 補助事業者名等

変更前:

変更後:

- 2 変更理由
 - *「市町村合併に伴う変更」等、記載する。
- 注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。
 - 2 補助事業者名等が変更となった根拠書類を添付すること。

一般社団法人環境技術普及促進協会 代表理事 村井 保德 殿

補助事業者住所地方公共団体名役職・氏名

印

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業)について、平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業)交付規程第8条第十号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金額 (規程第12条第1項による額の確定額)

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税 額

金 円

- 注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。
 - 2 別紙として積算の内容を添付すること。

番号年月日

一般社団法人環境技術普及促進協会 代表理事 村井 保德 殿

補助事業者住所地方公共団体名役職・氏名印

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業) 完了実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業)を完了(中止・廃止)しましたので、平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業)交付規程第11条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

金 円 (平成 年 月 日 番号) (うち消費税及び地方消費税相当額 円)

2 補助事業の実施状況

様式第11(別紙1) 実施報告書のとおり

3 補助金の経費収支実績

様式第11(別紙2) 経費所要額精算調書のとおり

4 補助事業の実施期間

年 月 日 ~ 年 月 日

- 5 添付資料
 - (1) 完成図書(契約に係る各種手続等に係る書面の写しを含む。)
 - (2) その他参考資料(領収書等含む。)
- 注 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

様式第11(別紙1)

木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業実施報告書

事業名	 木質バイ> (ナマス資源の	持続的活用	用による再生可能	能エネルギー導入	計画策定事業			
地方公共団体名	·					·			
	事業実施の責任者								
	氏名		所属	• 役職名		所在地			
<u> </u>					₹				
-	電話番号	FAX 番号	+	E-mail アドレ	′ ス				
事業実施の担当者		事業多	 実施の担当		 1となる方)				
	氏名		所属	• 役職名		備考			
-	電話番号	FAX 番号	<u>.</u>	E-mail アドレ	· ス				
-	中田田グ	T MAY HIN		L mail / v	<u></u>				
事業の主たる実施場所									
	地方公共団体	名 ——			実施責任者				
			氏名	役職名	電話・FAX 番号	E-mail アドレス			
共同事業者									
<実施した事業の内容	字>	<u> </u>							
【導入等を検討した記	投備】								
【賦存量調査及び実現	見可能性調査の内容	腎及び結果 】							
【設備の導入等の時期	胡】								

<事業による効果>
【CO2削減効果】
【CO2削減効果の算定根拠】
【CO2削減コスト・算定根拠】
【生物多様性保全効果】
<事業の実施体制>、<資金計画>、<事業実施に関連するその他事項>
<設備導入までの事業実施スケジュール>
注1 本報告書に、平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(木質バイオマス資源の持続的活用による再

生可能エネルギー導入計画策定事業)交付申請書に添付した書類に変更がある場合、変更後の書類を添付する。 注2 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

様式第11 (別紙2)

木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業に要する 経費所要額精算調書

. And the state of	
1. 経費実績額	地方公共団体名【

(1)総事業費	(2) 寄付金その他 の収入	(3) 差引額 (1) — (2)	(4)補助対象経費 実支出額	(5) 基準額
円	円	円	円	円
(6)選定額 (4)と(5)を比較し て少ない方の額	(7)補助基本額 (3)と(6)を比較し て少ない方の額	(8)補助金所要額 (7)の額	(9)補助金交付決 定額	(10)過不足額 (9)-(8)
円	円	円	円	円

2. 補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金額	 積	算	内	訳
合 計	円				

- 注1 本調書に、請求書、領収書又は計算書等を添付する。
- 注2 補助事業者が都道府県、政令指定都市又は複数の地方公共団体名による共同申請の場合、2,000 万円を上限とする。 補助事業者が市町村又は特別区の場合、1,500 万円を上限とする。

一般社団法人環境技術普及促進協会 代表理事 村井 保德 殿

補助事業者住所氏名又は名称代表者の職・氏名

印

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業) 年度終了実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化 炭素排出抑制対策事業費等補助金(木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネ ルギー導入計画策定事業)の平成30年度における実績について、平成30年度二酸化炭 素排出抑制対策事業費等補助金(木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネル ギー導入計画策定事業)交付規程第11条第2項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

金 円 (平成 年 月 日 番号) (うち消費税及び地方消費税相当額 円)

- 2 補助事業の実施状況
 - * 交付規程第8条第五号の規定に基づき協会の指示を受けた場合は、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を含む。
- 3 補助金の経費所要額実績 別紙のとおり

経費所要額実績

(単位:円)

交付決定の内容		年度内	遂行実績	翌年度繰越額		
(1) 補助事業に要する経費	(2)交付決定額	(3)事業費	(4)補 助 金 受 入 額	(5)補助事業に 要する経費 (1) - (3)	(6)補 助 金 所 要 額 (2) - (4)	

第 뭉

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業) 交付額確定通知書

補助事業者

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定した平成30年度二酸 化炭素排出抑制対策事業費等補助金(木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エ ネルギー導入計画策定事業) については、平成 年 月 日付けの完了実績報告書 に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事 業費等補助金(木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定 事業) 交付規程(平成 年 月 日付け 第 号。以下「交付規程」という。) 第12条第1項の規定により通知する。

記

確 定 額 金 円

平成 年 月 日

> 一般社団法人環境技術普及促進協会 代表理事 村井 保德 印

(超過交付額が生じた場合) なお、超過交付となった金

円については、交付規程第12条第2項及び第3項の なお、超過交付となった金 円については、交付規程第12 規定により平成 年 月 日までに返還することを命ずる。

番 号 日

一般社団法人環境技術普及促進協会 代表理事 村井 保德 殿

補助事業者住所地方公共団体名役職・氏名

印

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業) 精算(概算)払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付額確定(交付決定)の通知を受けた平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業)の精算払(概算払)を受けたいので、平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業)交付規程第13条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 請求金額の内訳

(概算払の場合)

(単位:円)

 7071 30 0 00 H	/					(1 1 1 4)
Λ→ -#+ - → Λ\		支 出	費用	状 況	概算払	75. T 1 4 5 4 4
経費区分	交付決定額	ノマバラマロスマ	見込額	合 計	受領済額	差引請求額 ④-⑤
	(1)	2	3	4=2+3	5	4)-(3)
計						

(精算払の場合) (単位:円)

 1421 4	(
交付決定額	確	定 ①	額	概算払受領済額②	差引請求額 ①-②

- 3 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義
- 4 概算払を必要とする理由(概算払の請求をするときに限る。)
- 注 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が請求すること。

番 号 年 月 日

環境大臣殿

補助事業者住所地方公共団体名役職・氏名

印

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業) 平成 年度事業報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた平成3 0年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(木質バイオマス資源の持続的活用による 再生可能エネルギー導入計画策定事業)について、平成30年度二酸化炭素排出抑制対策 事業費等補助金(木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策 定事業)交付規程第15条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

- 1 事業実施による二酸化炭素排出削減効果又は二酸化炭素削減効果予測について
- (1) 平成 年度二酸化炭素排出削減量(実績)又は削減予測量 様式第15(別紙1) 報告書のとおり
- (2) 完了実績報告書における二酸化炭素排出削減量に達しなかった場合の原因
- 2 事業の進捗状況等について
- (1) 平成 年度時点での事業化に向けた状況 様式第15 (別紙2) 状況報告書のとおり
- (2) 完了実績報告書における事業化に至らなかった場合の理由
- 注 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告 すること。

様式第15 (別紙1)

木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業報告書

事業名	木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業										
	() *										
	*()内は地方公共団体が行った事業名を記載すること。										
地方公共団体名											
707 A 7 D IP 1	* 共同事業者があるときは代表事業者										
	事業実施の責任者*										
	氏名		戸	福	• 役職名			所在地			
						₸					
	電話番号	F	FAX 番号	E-mail アドレス							
事業実施の担当者											
	事業実施の担当者(事業の窓口となる方)										
	氏名		所属・役職名					備考			
	電話番号	FAX 番号		E-mail アドレス							
事業の主たる実施場所	* 都道府県名及	び市区	区町村名を記載	ţ。							
	M. L. A. H. E. M.	-	事業実施責任者								
	地方公共団体名		氏名		役職名	電話・FAX 番号		E-mail アドレス			
共同事業者											
< 一 酸 化	は骨マは削減予測骨	`			-	-					

.酸化灰素排出刖减重乂は刖减す測重ノ

* 設備が複数の場合適宜行を追加する。

	完了実績報	告書の内容	平成 年度(事業完了年度もしくは次年度)		
	CO2 削減量【t-CO2】	設備稼働月数	CO2 削減量【t-CO2】	設備稼働月数	
設備①		○カ月		○カ月	
合計		_		_	
削減率	_	_		_	

【C02 削減効果の算定方法】

- * 上記削減量・削減率の算定方法を示すこと。また、算定に用いた根拠資料を添付すること。
- 注1 本事業報告書の添付書類については、すべてに番号及びページ番号を付すとともに、報告書内に都度、添付 書類番号(及び必要に応じてページ番号)を明記する。
- 注2 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

状況報告書

- 1. 公募申請対象事業の実行計画等への位置づけ等
- (1) 実行計画(区域施策編)の策定状況

策定済み (策定時期:平成 年 月)

策定に向けて検討中 (策定予定時期:平成 年度)

策定予定がない

策定予定がない場合、その理由

- *いずれかに○を付けた上で、策定時期等を記入する。
- *「実行計画(区域施策編)」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)第 19 条第 2 項の規程による温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策として策定された計画及びそれに準ずるものをいう。以下単に「実行計画」という。
- (2) 環境に係る計画の策定状況

策定済み(計画の名称:○○○○計画、策定時期:平成 年 月) 策定に向けて検討中(計画の名称:○○○○計画、策定予定時期:平成 年度)

策定予定がない

策定予定がない場合、その理由

- *いずれかに○を付けた上で、策定時期等を記入する。
- *「環境に係る計画」とは、生物多様性地域戦略、地域連携保全活動計画等を指す。以下同じ。
- *策定に向けて検討中の場合、計画の名称は仮称でも可。
- (3) 交付申請対象事業の実行計画への位置づけ(「実行計画(区域施策編)」以外の計画) 位置づけ済み

位置づけに向けて検討中(策定/改訂予定時期:平成 年度)

位置づけ予定がない

位置づけ予定がない場合、その理由

*いずれかに○を付ける。

実行計画等における「位置づけ」の該当箇所:

*「位置づけ済み」の場合、当該地方公共団体におけるエネルギー起源 CO2 削減に資する具体

的な(重点)推進事項の名称、概要等を以下に記載する。

- *「位置づけに向けて検討中」の場合、当該地方公共団体におけるエネルギー起源 CO2 削減に 資する具体的な(重点)推進事項の名称、概要等について検討進捗状況を以下に記載する。
- 2. 再生可能エネルギー設備導入等の予定時期等について
 - *本事業をもとに、導入等を計画している設備について、設備導入等の予定時期が分かるように、どの設備をいつ導入等するのかを詳細かつ明確に記載する。
 - *設備導入後は、設備の規模、導入・稼働日等の実績を具体的に記載する。
- 3. 設備導入等により、保全が見込まれる自然環境及び生物多様性保全上の効果について *設備導入後、保全が見込まれる種や森林等の面積、促進される保全活動の頻度や実施者数等、 地域の特性にあわせて具体的に記載する。
- 4. 対象事業の実施によるエネルギー起源 CO2 削減及び生物多様性保全以外の効果 *本事業実施後の地域活性効果、雇用促進、高齢化・少子化社会への対応、地域資源を活用した産業活性化等の地域課題を解決する方策等を記載する。